特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	定額減税調整給付金(不足額給付)の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

定額減税調整給付金(不足額給付)の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

田尻町長

公表日

令和7年11月12日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	レを取り扱う事務				
①事務の名称	定額減税調整給付金(不足額給付)の支給に関する事務				
②事務の概要	定額減税調整給付金(不足額給付)を支給するにあたり、対象者の資格管理・支払管理等を行うため、 住民情報、所得情報を照会し、処理を行う事務。				
③システムの名称	臨時給付金システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア				
2. 特定個人情報ファイル	V名				
定額減税調整給付金(不足額	頃給付)支給対象者ファイル 				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法という) 第9条第1項及び別表の135の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10条				
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢>				
②法令上の根拠	・番号法第19条第8項、利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表の160の項				
5. 評価実施機関におけ					
①部署	住民部税務会計課				
②所属長の役職名	税務会計課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示	•訂正•利用停止請求				
請求先	住民部税務会計課 大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺375番地1 電話072-466-5003				
8. 特定個人情報ファイル	レの取扱いに関する問合せ				
連絡先	住民部税務会計課 大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺375番地1 電話072-466-5003				
9. 規則第9条第2項の過	適用 []適用した				
適用した理由					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未满]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			令和7年7月25日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和7年7月25日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種类	Į.			
	項目評価書		口部压力力	3) 基礎項目評価書為	
2)又は3)を選択した評価美 載されている。	他(族)対については、1	てれてれ里点項	日評価書义	は全項目評価書において、	リスク対策の詳細が記
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワー	ークシステムを	通じた入手	を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分で	ある]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい	
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分で	ある]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分でる	ある]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託			[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分でる	ある]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい	
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提供	ネットワークシス ・	テムを通じ	た提供を除く。)]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[十分でる	ある]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		T.]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分でる	ある]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分でる	ある]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい	
	·		·	·	

7. 特定個人情報の保管・消去							
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 人手を介在させる作業	8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない						
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、本人からのマイナンバー取得を徹底し、本人からマイナンバーが取得できない場合のみ住基ネットワークによる照会を行い、その場合にあっては4情報又は住所を含む3情報による照会としている。また、特定個人情報の取扱いに当たっては、複数人による確認を行っており、人為的ミスが発生するリスク対策は十分である。						

9. 監査					
実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査				
10. 従業者に対する教育・	啓発				
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				
11. 最も優先度が高いとす	きえられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する				
最も優先度が高いと考えられ る対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢>				
判断の根拠	対象者、必要な情報の種類、入手方法等を踏まえ、"対象者以外の情報"や"必要な情報"以外の入手を防止するための措置を、システム面、人手による作業の面から講じている。				

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明